

65歳以上の方へ

「日常生活チェックリスト」記入、返送のお願い

町では、介護予防の一環として平成26年5月1日現在、要支援、要介護認定を受けていない65歳以上の町民の方に対して、日常生活や身体の様子をお聞きする「日常生活チェックリスト」を5月中旬に送付しました。

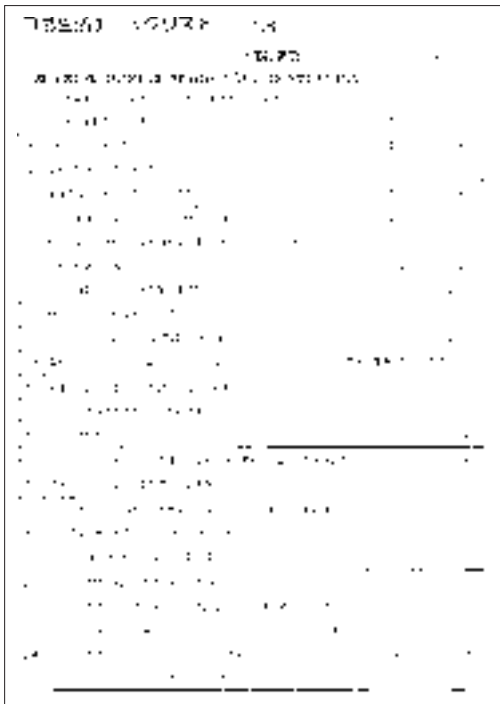
チエックリストに回答いただいた結果を判定し、生活機能低下の可能性があると判断された方には、町で行う介護予防事業への参加をおすすめします。後日、地域包括支援センターの職員から状況確認の連絡等をさせていただきます。

ご自身の介護予防のためにも、「チエックリスト」の回答がまだお済みでない方は回答をお願いいたします。

問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係

(31)2512



風しん抗体検査で風しんの免疫の有無を確認しましょう

全国で風しんの患者が増加し、先天性風しん症候群の赤ちゃんの出生が報告されています。

妊娠初期の女性が風しんにかかるると、赤ちゃんが先天性風しん症候群という病気にかかってしまうことがあります。将来の赤ちゃんを先天性風しん症候群から守るために、風しん抗体検査で免疫の有無を確認しましょう。

検査は、県内の保健福祉事務所で実施しています。検査の結果、免疫が低い場合は、予防接種を受けることが望まれます。なお、接種後2カ月間は避妊が必要で、妊婦は風しんの予防接種は受けられません。



検査対象者

- 1 妊娠を希望する女性
- 2 妊娠を希望する女性において風しん抗体価が低いことが判明した場合は、その配偶者などの同居者
- 3 風しん抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者

風しん抗体検査の受け方

- 1 電話で申し込む
- 2 保健福祉事務所で採血
- 3 保健福祉事務所で結果を受け取る

佐久保健福祉事務所では毎週水曜日、午前9時～11時30分に検査を実施しています。

申し込み問い合わせ先

佐久保健福祉事務所

0267(63)3164

「みよたメール配信サービス」登録2次元コード
詳しくは、「広報やまゆり4月号(22ページ)」をご覧ください。



6月の主な納税 (税金などは納期限までに納めましょう)

町県民税 (1期分)
国民健康保険税 (1期分)
保育料 (6月期分)
町営住宅使用料 (6月分)
上水道使用料 (6月期分)
大口5月使用分、一般4-5月使用分

下水道使用料 (6月期分)
大口5月使用分、一般4-5月使用分 町営水道区域
一般2-3月使用分 佐久水道区域
農集排使用料 (6月期分)
2-3月使用分
個別排水使用料 (6月期分)
4-5月使用分

納期限



児童手当を6月10日(火)に指定口座へ振り込みます

平成26年2月分から5月分までの児童手当を6月10日(火)に指定口座へ振り込みます。受給者の皆さまは入金をご確認ください。

「現況届」の提出をしていただかないと、6月分以降の手当を受けられなくなる場合がありますので、必ず提出してください。

支給額(1人当たり月額)

《3歳未満》

一律…15,000円

《3歳～小学校修了前》

第1、2子…10,000円

第3子以降…15,000円

《中学生》

一律…10,000円

※所得制限を超過している受給者には、児童1人につき一律5,000円を支給します。

※お子さんが生まれたり、中学生以下のお子さんが転入したときは、児童手当の手続きが必要ですので忘れずにお願います。

現況届の提出を忘れずに

現在、児童手当を受給されている方は、6月中旬に「現況届」の提出が必要です。用紙などは6月上旬にご送付します。

現況届に添付していただく書類

● 健康保険被保険者証の写しなど(受給者が会社員で厚生年金などの加入者の場合、国民健康保険加入者は提出不要)

● 前年分の児童手当所得証明書(平成26年1月1日に御代田町に住民登録のなかった方)

● この他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。

用紙をなくしてしまった方は、町民課ごとも係までご連絡ください。

問い合わせ先

町民課ごとも係

(内線47・74)

同一ワクチンの接種間隔が緩和されました

次の5つの予防接種は接種間隔の上限が撤廃されたり、下限が明確化されました。また、過剰接種を防止する観点から、接種日から一定の月数を超えてしまった場合は、接

種回数が増えたり、標準的な接種間隔(暮らしのカレンダーでは「回数」と記載してあります)で接種を受けることをお勧めします。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32)2554

接種間隔の緩和について

予防接種	接種間隔
四種混合	20日以上の間隔をにおいて3回。
日本脳炎	初回接種:6日以上の間隔をにおいて2回。 追加接種:初回接種終了後6月以上の間隔をにおいて1回。
ヒブワクチン	初回接種 [初回接種開始時が2月～7月] 生後12月に至るまでの間に27日以上の間隔をにおいて3回。 [初回接種開始時が7月～12月] 生後12月に至るまでの間に27日以上の間隔をにおいて2回。
	追加接種 初回接種終了後7月以上の間隔をにおいて1回。ただし、初回接種の開始時に生後2月から生後12月に至るまでの間にあった者が、初回接種を終了せずに生後12月を超えた場合は、初回接種の最後の注射終了後27日以上の間隔をにおいて1回。
小児肺炎球菌ワクチン	初回接種 [初回接種開始時が2月～7月] 生後24月に至るまでの間に27日以上の間隔をにおいて3回。ただし、生後12月を超えて第2回目の注射を行った場合は、第3回目の接種は行わない。 [初回接種開始時が7月～12月] 生後24月に至るまでの間に27日以上の間隔をにおいて2回。
	追加接種 変更なし(初回接種終了後60日以上の間隔をにおいて、生後12月に至った日以降において1回)
子宮頸がんワクチン	[2価] 1月以上の間隔をにおいて2回接種した後、1回目の注射から5月以上、かつ2回目の注射から2月半以上の間隔をにおいて1回。
	[4価] 1月以上の間隔をにおいて2回接種した後、3月以上の間隔をにおいて1回。